

地域再生計画の新旧対照表

新	旧
<p><b>3. 地域再生計画の区域</b></p> <p>田村市の区域の一部  <u>(旧船引町の区域のうち、移地区、瀬川地区、美山地区、文珠地区、要田地区、芦沢地区)</u></p> <p><b>4. 地域再生計画の目標</b></p> <p>また、広域営農団地農道整備事業（中山間活性化ふれあい支援農道型）移南地区（以下「広域農道移南地区」という。）及び<u>広域営農団地農道整備事業田村3期地区（以下「広域農道田村3期地区」という。）</u>の整備により中山間地域の農業振興、地域の農業農村の活性化を図る伝統文化の継承拠点への連絡、体験型農業やグリーンツーリズム展開へのベースとなる地域間交流活動を促す事業を実施している。</p> <p>当市は、南西部に磐越自動車道が整備されていることから、主要都市とのアクセス条件は飛躍的に向上したが、<u>当市北部及び南部</u>地域からは既設の県道や市道が狭隘なうえ大きく迂回する経路となるため、依然として高速交通体系へのアクセスがまだ不十分な地域を有し、道路ネットワークの構築に課題がある。また、このような状況から都市部への所要時間を多く費やし、若年世代の郡山市等の都市部への流失に繋がっている。</p> <p><b>（目標1）</b>  <b>市道及び農道整備による田村市北部の上移集落から船引三春インターまでのアクセス改善</b>  <b>（所要時間40分→30分）</b>  <b>田村市南部の広畑集落から船引三春インターまでのアクセス改善</b>  <b>（所要時間20分→10分）</b></p> <p><b>（目標2）交流人口の増加</b>  <b>（20千人→30千人）</b></p> <p><b>（目標3）収穫した農産物の輸送時における荷傷み防止が図られることによる増収効果（年効果額3,200千円）</b></p> <p><b>5. 目標を達成するために行う事業</b></p> <p><b>（5-1）全体の概要</b>  田村市の北部及び南部から船引三春インターまでのアクセス不足を解消するために、現在、事業実施中である「広域農道移南地区」の整備と「市道原線」の拡幅工事を行い、県道浪江・三春線に接続し、<u>また、田村市の南部からも同様に、現在、事業実施中である「広域農道田村3期地区」の整備を行い、国道288号線に接続し、それぞれに「船引三春インターアクセス線」との道路のネットワークを構築する。</u></p>	<p><b>3. 地域再生計画の区域</b></p> <p>田村市の区域の一部  <u>( 船引町 移 、瀬川 、美山 、文珠 、要田 、 地区)</u></p> <p><b>4. 地域再生計画の目標</b></p> <p>また、広域営農団地農道整備事業（中山間活性化ふれあい支援農道型）移南地区（以下「広域農道移南地区」という。）<u>の整備により中山間地域の農業振興、地域の農業農村の活性化を図る伝統文化の継承拠点への連絡、体験型農業やグリーンツーリズム展開へのベースとなる地域間交流活動を促す事業を実施している。</u></p> <p>当市は、南西部に磐越自動車道が整備されていることから、主要都市とのアクセス条件は飛躍的に向上したが、<u>当市北部</u>地域からは既設の県道や市道が狭隘なうえ大きく迂回する経路となるため、依然として高速交通体系へのアクセスがまだ不十分な地域を有し、道路ネットワークの構築に課題がある。また、このような状況から都市部への所要時間を多く費やし、若年世代の郡山市等の都市部への流失に繋がっている。</p> <p><b>（目標1）</b>  <b>市道及び農道整備による田村市北部の上移集落から船引三春インターまでのアクセス改善</b>  <b>（所要時間40分→30分）</b></p> <p><b>（目標2）交流人口の増加</b>  <b>（20千人→30千人）</b></p> <p><b>（目標3）収穫した農産物の輸送時における荷傷み防止が図られることによる増収効果（年効果額2,800千円）</b></p> <p><b>5. 目標を達成するために行う事業</b></p> <p><b>（5-1）全体の概要</b>  田村市の北部<u>から船引三春インターまでのアクセス不足を解消するために、現在、事業実施中である「広域農道移南地区」の整備と「市道原線」の拡幅工事を行い、県道浪江・三春線に接続し、</u>  <u>「船引三春インターアクセス線」との道路のネットワークを構築する。</u></p>

新	旧
<p>(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p>	<p>(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p>
<p>道整備交付金を活用する事業</p>	<p>道整備交付金を活用する事業</p>
<p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道原線：道路法に規定する市道に昭和61年12月25日認定済</li> <li>・広域農道移南地区：事業採択を平成11年3月19日に国より通知を受けるとともに事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成11年8月11日に確定している。</li> <li>・広域農道田村3期地区：事業採択を平成8年5月10日に国より通知を受けるとともに事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成14年10月10日に確定している。</li> </ul>	<p>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については別添の整備箇所を示した図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道原線：道路法に規定する市道に昭和61年12月25日認定済</li> <li>・広域農道移南地区：事業採択を平成11年3月19日に国より通知を受けるとともに事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成11年8月11日に確定している。</li> </ul>
<p>[施設の種類 (事業区域)、事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 (田村市) 田村市</li> <li>・広域農道 (田村市) 福島県</li> </ul>	<p>[施設の種類 (事業区域)、事業主体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 (田村市) 田村市</li> <li>・広域農道 (田村市) 福島県</li> </ul>
<p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 (平成22～26年度)</li> <li>・広域農道 (平成22～26年度)</li> </ul>	<p>[事業期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 (平成22～26年度)</li> <li>・広域農道 (平成22～23年度)</li> </ul>
<p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 L=1.040km</li> <li>・広域農道 L=4.486km</li> </ul>	<p>[整備量及び事業費]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 L=1.040km</li> <li>・広域農道 L=2.517km</li> </ul>
<p>総事業費 <u>1,130,000</u>千円  (うち交付金 <u>565,000</u>千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 230,000千円  (うち交付金 115,000千円)</li> <li>・広域農道 <u>900,000</u>千円  (うち交付金 <u>450,000</u>千円)</li> </ul>	<p>総事業費 <u>545,000</u>千円  (うち交付金 <u>272,500</u>千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道 230,000千円  (うち交付金 115,000千円)</li> <li>・広域農道 <u>315,000</u>千円  (うち交付金 <u>157,500</u>千円)</li> </ul>